

議案第 4 1 号

町道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条の規定に基づき、次のとおり町道路線を廃止するものとする。

令和 5 年 5 月 2 9 日

東郷町長 井 俣 憲 治

廃止路線

整理番号 (路線番号)	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
1 (9-16)	中通屋敷・東岡 ノ上線	東郷町大字春木字中通屋敷 1 2 5 6 番 1 地先 東郷町大字春木字東岡ノ上 1 4 3 8 番 3 地先	—
2 (15-15)	柘池 1 号線	東郷町大字春木字柘池 5 2 番 地先 東郷町大字春木字柘池 4 6 番 地先	—
3 (15-17)	伊勢木 1 0 号線	東郷町大字春木字伊勢木 8 6 番 1 地先 東郷町大字春木字伊勢木 1 1 2 番地先	—

説 明

この案を提出するのは、町道路線の一部を再編成するため、既存路線を廃止する必要があるからである。

議案の概要

町道路線の一部を再編成するため、次の既存路線を廃止するものである。

整理番号 (路線番号)	路線名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
1 (9-16)	中通屋敷・東 岡ノ上線	東郷町大字春木 字中通屋敷12 56番1地先 東郷町大字春木 字東岡ノ上14 38番3地先	404.00	4.05 ~ 8.40
2 (15-15)	柵池1号線	東郷町大字春木 字柵池52番地 先 東郷町大字春木 字柵池46番地 先	235.70	3.75 ~ 5.00
3 (15-17)	伊勢木10号 線	東郷町大字春木字 伊勢木86番1地 先 東郷町大字春木字 伊勢木112番地 先	325.30	6.00 ~ 11.00



凡 例

●	起 点
▲	終 点